

## 山口県海区漁業調整委員会の委員候補者選定委員会の設置に関する要綱

### (設置)

第1条 山口県における海区漁業調整委員会の委員の選任等に関する要綱第9条第1項に基づき、推薦を受けた者及び募集に応募した者（以下「委員候補者」という。）を評価するため、山口県における海区漁業調整委員会の委員候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 知事の求めにより、委員候補者の評価を行い、知事に意見を報告すること。
- (2) 委員候補者の評価に当たり、推薦又は応募に伴い提出された書類をもとに委員候補者の経歴等の審査を行うとともに、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査を行うこと。

### (組織)

第3条 選定委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 農林水産部次長（事務）
- (2) 人事課長
- (3) 農林水産部農林水産政策課長
- (4) 農林水産部水産振興課長
- (5) その他知事が必要と認める者

### (委員長)

第4条 選定委員会に委員長を置き、委員長は農林水産部次長（事務）をもって充てる。

- 2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、農林水産部農林水産政策課長が委員長の職務を代理する。

### (会議)

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、特に必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説

明又は意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。

(秘密の保持)

第6条 委員は、選定委員会で知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、農林水産部水産振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月26日から施行する。